

精華町建設工事等における最低制限価格取扱要領

令和元年8月1日施行

令和4年4月1日改正

1 趣 旨

この要領は、精華町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下、「建設工事等」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び精華町契約規則（平成15年規則第28号）第8条の3の規定に基づく最低制限価格の設定に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 測量・建設コンサルタント等業務 精華町入札参加資格等に関する要綱（平成24年要綱第37号）第1条に規定する測量・建設コンサルタント等業務をいう。
- (2) 除草等業務委託 除草業務委託、植栽管理業務委託、高木剪定業務委託、浚渫業務委託、解体業務委託をいう。

3 最低制限価格の設定対象

精華町が発注する建設工事等のうち最低制限価格を設定する対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 除草等業務委託

4 最低制限価格の算出

精華町が発注する建設工事及び除草等業務委託において、最低制限価格の算定

にあたっては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めた低入札価格調査基準モデルに基づき算出した次の掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額